

見積仕様書 1

1. 見積方法

- 下記【適用範囲】に係る路面切削工の積算について、下記に記載した見積条件で、狭隘部（切削幅1.0m）の路面切削工（廃材の積込作業・機械清掃を含む）の単価を算出して下さい。
- 見積もりにあたっては、「土木工事施工管理基準（平成29年8月）大阪府都市整備部」に準じた施工を行うこととして、作成をお願いします。

【適用範囲】

- 中規模以上の路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業の内、狭隘部（切削幅1.0m）の切削作業
- 小規模の路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業の内、狭隘部（切削幅1.0m）の切削作業

2. 見積条件

- 施工区分は切削面積の大きさによって区分けをお願いします。
【注】施工区分に係る施工規模は、1工事あたりの全切削面積とします。

【施工区分】

○中規模以上の施工（切削深さ7cm以下）

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 面積A (m ²) | $300 \leq A < 1000$ |
| | $1000 \leq A < 2000$ |
| | $2000 \leq A$ |

○小規模の施工（切削深さ7cm以下）

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 面積A (m ²) | $A < 100$ |
| | $100 \leq A < 200$ |
| | $200 \leq A < 300$ |

- 諸雑費は下記項目の費用となります。各項目ごとより単価の算出をお願いします。
なお、【諸雑費3】については、人力清掃による路面清掃を行い、路面清掃車を使用しない場合は、0（ゼロ）としてください。
【諸雑費1】 切削作業に使用する雑器具（スコップ、ホウキ、レーキ等）の費用
【諸雑費2】 路面切削機のビットの損耗費
【諸雑費3】 路面清掃車のブラシの損耗費
- その他については下記の通りとします。

【その他】

- 1) 作業員数量には廃材の積込（機械）作業を含む
- 2) 路面清掃を人力施工で行う場合は、作業員数量に清掃作業を含む
- 3) 廃材の運搬排出についての作業を含む

3. 見積書の取り扱い

- 本見積書は、狭隘部（切削幅1.0m）の切削作業の資材調査単価として使用するものであり、その他の目的には使用致しません。

見積仕様書 2

1. 見積方法

- 下記【適用範囲】に係る路面切削工の積算について、下記に記載した見積条件で、排水層部（路肩約30cm部分）の路面切削工（廃材の積込作業・機械清掃を含む）の単価を算出して下さい。
- 見積もりにあたっては、「土木工事施工管理基準（平成29年8月）大阪府都市整備部」に準じた施工を行うこととして、作成をお願いします。

【適用範囲】

- 中規模以上の路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業の内、排水層（路肩約30cm部分）の切削作業
- 小規模路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業の内、排水層（路肩約30cm部分）の切削作業

※ホイール式2m級における切削幅30cmの切削作業

2. 見積条件

- 施工区分は切削面積の大きさによって区分分けをお願いします。
【注】施工区分に係る施工規模は、1工事の全切削面積とします（排水層に限定しない）。

【施工区分】

○中規模以上の施工（切削深さ7cm以下）

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 面積A (m ²) | $600 \leq A < 2000$ |
| | $2000 \leq A < 4000$ |
| | $4000 \leq A$ |

○小規模の施工（切削深さ7cm以下）

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 面積A (m ²) | $A < 200$ |
| | $200 \leq A < 400$ |
| | $400 \leq A < 600$ |

- 諸雑費は下記項目の費用であり、労務費と組み合わせ機械（路面切削機、路面清掃車、廃材積込作業）の機械損料及び運転経費の算出をお願いします。

【諸雑費1】 切削作業に使用する雑器具（スコップ、ホウキ、レーキ等）の費用

【諸雑費2】 路面切削機のビットの損耗費

【諸雑費3】 路面清掃車のブラシの損耗費

- その他については下記の通りとします。

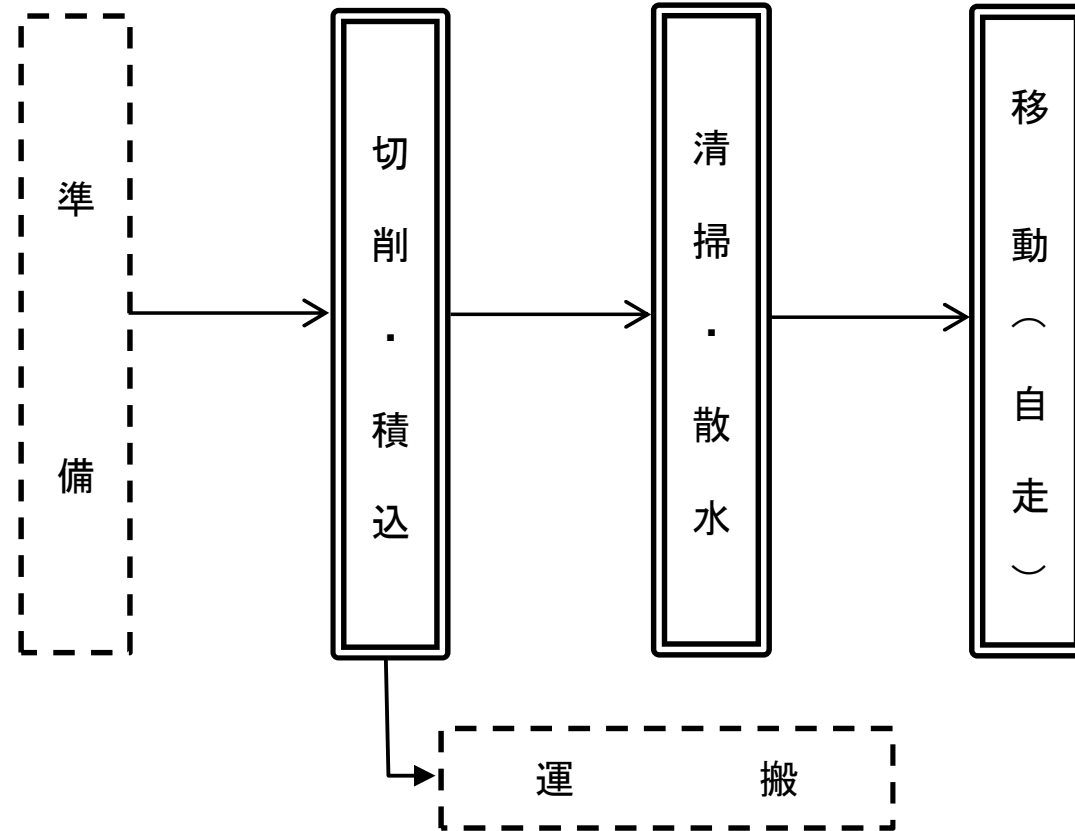
【その他】

- 1) 作業員数量には廃材の積込（人力）作業を含む
- 2) 廃材の運搬排出についての作業を含む

3. 見積書の取り扱い

- 本見積書は、排水層部（路肩約30cm部分）の切削作業の資材調査単価として使用するものであり、その他の目的には使用致しません。

○小型切削機及び排水層線状切削における施工フロー



※本調査で対応しているのは、二重線部分のみである。